

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち

施策体系

第1節 / 保健・医療

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健体制の充実
- 3 医療体制の充実
- 4 医療保険制度の健全運営

第4節 / 障がい者福祉

- 1 総合的な障がい者福祉の充実
- 2 障がい者施設の充実
- 3 社会参加の促進
- 4 在宅ケアの充実

第2節 / 地域福祉

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 地域福祉推進体制の充実

第5節 / 社会保障

- 1 国民年金制度の推進
- 2 低所得者福祉の充実と適正化
- 3 勤労者福祉の推進

第3節 / 高齢者福祉

- 1 多様な社会参加の促進
- 2 健康づくり・総合的な介護予防の推進
- 3 介護保険サービスの充実
- 4 連携と支えあいの仕組みづくり

成果指標

指 標	現状値	目標値
基本健康診査受診率	25.2%	30.0%
バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数	42件	62件
福祉ボランティア登録人数	572人	900人
介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合()	84.1%	76.8%
障がい者通所施設の通所受入人数	109人	152人

()後期高齢者の増加により介護・支援を受ける高齢者が増加するため数値は低下するが、できるかぎり介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合を高く維持することが目標。

第1節

保健・医療

ほけん・いりょう

重点取組

健康管理意識の啓発

健康づくりに関する学習機会の拡充や情報の提供を行うとともに、市民の健康管理意識の高揚を図ります。

食育の推進

「食」に対する意識の高揚を図るとともに、健全な食生活の実践に向けた学校や家庭、地域、関係機関の連携を強化します。

救急医療体制の充実

小児救急医療体制の充実や高度救急医療施設等との広域的な連携を図るとともに、休日応急診療所の効率的な運営を行います。

現状と課題

現状

少子高齢化など社会環境の変化や市民ニーズ¹が多様化するなか、市民の健康に対する関心が高まっています。本市では各種健康診査及び健康相談、健康教室等の保健事業を推進してきましたが、食生活や生活様式の変化に伴い、生活習慣病²やこれに起因して介護を要する人が増加傾向にあります。また医療面では、これまでから乳幼児医療制度の拡充に努めてきたところです。だれもが、住み慣れた地域で健康で生きがいのある市民生活が送れるように支援する施策づくりが必要です。

また、医療制度については、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていく改革が急がれています。その一環として、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度³が2008(平成20)年度に施行されることから、広域連合の設立をはじめ、さまざまな準備が進められています。国民健康保険については、本市では医療給付費が高くなっている反面、保険料収納率は低い状況にあります。

取り組むべき課題

市民の健康への関心が高まるなか、保健事業の新たな展開にあわせて、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組み、「自分の健康は自分で守る」という個人の健康意識の高揚に努めるとともに、社会全体で支援していく体制を整備する必要があります。また、救急医療をはじめ医療に対するニーズはますます増加しており、安定的かつ質の高い医療・救急体制をめざす必要があります。

1 ニーズ：8ページ参照。

2 生活習慣病：従来使われていた「成人病」のことで、発病が低年齢化し、また誘発原因として食生活や喫煙、飲酒等の生活習慣の影響が大きいことから「生活習慣病」と表現が改められた。

3 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者全員の加入が求められる公的医療保険制度。2008(平成20)年度から新設される。保険料は原則加入者全員から市町村が徴収し、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当。

国民健康保険の健全運営には、保険料収納率の向上に努めること、医療費の適正化に努めること、保健事業活動を促進することの3点が重要であることから、これらの取組を推進することが求められています。

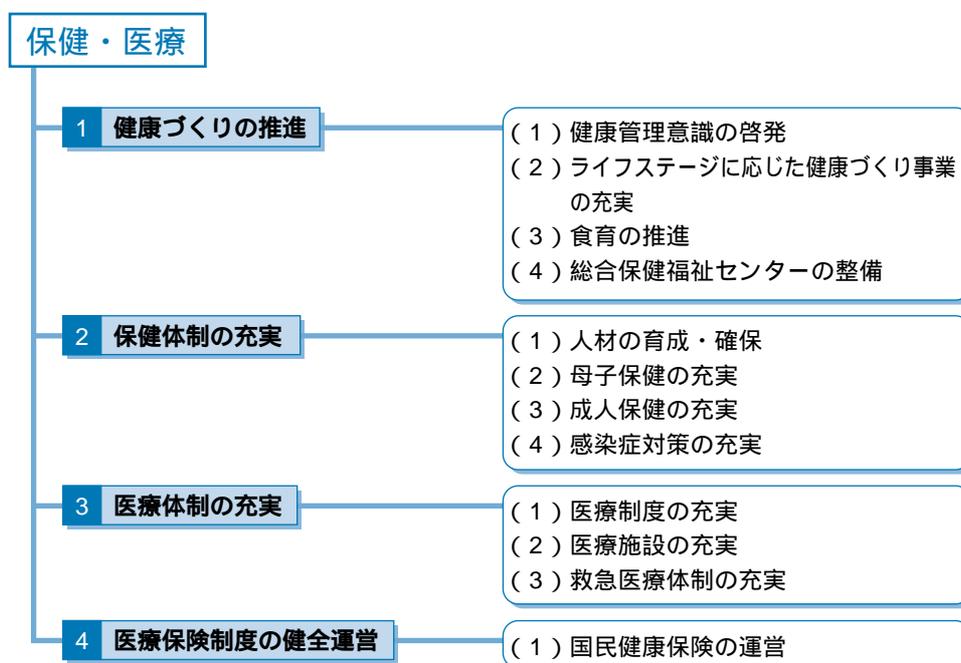
基本方向

高齢化の進行に伴う慢性疾患をはじめ、社会環境やライフスタイル⁴の変化による生活習慣病、ストレス等に起因する精神的疾患等の増加に伴い、市民の健康に対する関心が高まっています。生活習慣病の一次予防⁵を重視した取組や市民の主体的な健康づくりを支援する取組を推進するとともに、健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点を検討します。

さらに、「京都府保健医療計画⁶」における山城北医療圏の状況と目標を踏まえ、医療機関の機能分担と連携強化により、地域において適切かつ効率的に医療を受けられる体制づくりに努めます。特に、小児救急を含む救急医療体制については、医師会をはじめ、関係医療機関との連携のもと、少子高齢化や本市の特性に対応できるシステムの構築に努めます。

また、新たに発足する後期高齢者医療制度については、関係機関との連携を図りながら制度への適切な対応に努めます。国民健康保険については、保険料収納率の向上、医療費の適正化、保健事業活動の促進に努めます。

施策体系



4 ライフスタイル：36ページ参照。

5 一次予防：健康的な生活習慣によって病気の発生そのものを未然に防ぐこと。適正な食事を取り、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げる等して健康的な生活習慣づくりを行い、生活習慣病を予防すること等が一次予防となる。

6 京都府保健医療計画：京都府を6つの圏域に分け、圏域ごとに計画的に医療施設や医療活動の整備・誘導を図るために策定された京都府の計画。

取組の内容

1. 健康づくりの推進

(1) 健康管理意識の啓発 **重点取組**

健康づくりに関する学習機会の拡充や情報の提供
市民の健康管理意識の高揚

(2) ライフステージ⁷に応じた健康づくり事業の充実

食生活改善推進員⁸の育成と活動の促進
医師、保健師、栄養士等の連携による健康相談体制の充実
骨粗しょう症の健康診査や介護予防、生活習慣病予防、歯の健康等の健康づくり事業の充実

(3) 食育の推進 **重点取組**

「食」に対する意識の高揚
健全な食生活の実践に向けた学校や家庭、地域、関係機関の連携強化

(4) 総合保健福祉センターの整備

健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点の整備

2. 保健体制の充実

(1) 人材の育成・確保

各種保健事業の推進と指導体制の強化

(2) 母子保健の充実

乳幼児の健全な育成と母性の健康の保持・増進、父性を育てる指導
母子保健サービスの充実
喫煙防止など思春期の子どもの健康を守る思春期保健対策の充実

(3) 成人保健の充実

生活習慣病の予防
各種健康診査の受診率向上や健康教育・健康相談の充実
疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーションの強化

(4) 感染症対策の充実

関連機関と連携した予防知識の啓発・相談指導の充実と予防接種の実施
関係機関と連携のもと平常時からの感染症危機管理対策の推進

3. 医療体制の充実

(1) 医療制度の充実

乳幼児医療の充実
子育て医療の充実
老人医療の適正な運用
後期高齢者医療制度への適切な対応

7 ライフステージ：人の一生を段階ごとに区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。

8 食生活改善推進員：講習会や巡回活動、健康づくりに関する知識の普及など、健康づくりのための諸活動を行うボランティア。

(2) 医療施設の充実

身近な医療から高度な医療までの体系的な確立をめざした、関係機関の協力による医療施設の充実

男女別診療をはじめ性差を考慮した性差医療の推進

(3) 救急医療体制の充実 **重点取組**

小児救急医療体制の充実

高度救急医療施設等との広域的な連携

休日応急診療所の効率的な運営

献血に関する啓発及び献血運動の推進

4. 医療保険制度の健全運営

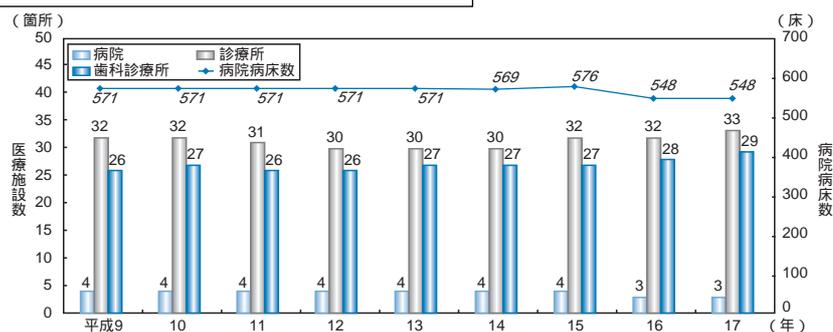
(1) 国民健康保険の運営

国民健康保険の健全運営

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	健康管理意識の高揚と事業への参加 献血運動への積極的参加 医師との連携による健康管理
NPO	食育の推進等の事業との連携
事業者	健康づくりに関する情報の提供 健診等の質の向上、精度管理の強化

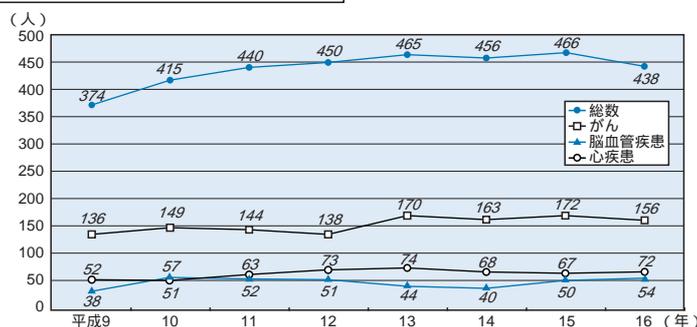
医療施設の状況（施設数、病床数等）



(注)各年10月1日現在。

(資料)健康推進課

主な死因別死者数の推移



(資料)京都府山城北保健所



健康診査事業「歯のひろば」

第2節

地域福祉

ちいきふくし

重点取組

施設・設備のバリアフリー化の推進

公共施設・設備のバリアフリー化を推進するとともに、民間への指導・要請を行います。

地域福祉計画の策定と推進

地域福祉計画の策定により福祉のまちづくりを推進するとともに、地域で支え合う地域福祉ネットワークの形成を図ります。

地域福祉体制の強化

小学校区単位の学区福祉委員会の活動支援と地域の実情に応じた福祉活動を促進します。また、民生児童委員の活動を促進します。

現状と課題

現状

少子高齢化や核家族化⁹が進行し、福祉ニーズはますます多様化しています。また、社会福祉制度の抜本的改革が進められるなか、保健・医療・福祉の総合的な取組や一般交通機関を利用できない高齢者等を対象とした福祉輸送サービスの制度化など他部門との連携が必要となっています。

だれもが主体的に自らの生き方を決定し、住み慣れた地域で明るく元気に暮らせるまちの実現のため、これまで、意識の啓発や施設・設備のバリアフリー化¹⁰、学区福祉委員会¹¹の設立、社会福祉協議会¹²活動やボランティア活動を支援してきましたが、今後とも市民との協働¹³により課題解決の仕組みづくりに向けた具体的な取組を進めていく必要があります。

取り組むべき課題

多様な福祉ニーズに応えるためには、市民との協働を基本に、自助¹⁴・共助¹⁵・公助¹⁶のバランスの取れた地域福祉活動の推進が必要です。

また、高齢化が急速に進展する現在、高齢者とともに全ての市民が快適に利用できるよう、新たに建造される施設・設備のみならず、既存の施設・設備についても利用状況を踏まえた計画的なバリアフリー化が必要です。

9 核家族（化）：16ページ参照。

10 バリアフリー（化）：16ページ参照。

11 学区福祉委員会：44ページ参照。

12 社会福祉協議会：地域社会において福祉関係者や住民が主体となって、地域の実情に応じて住民の福祉増進を図ることを目的とする社会福祉事業法に基づく社会福祉法人。会員制によって運営。

13 協働：2ページ参照。

14 自助：16ページ参照。

15 共助：16ページ参照。

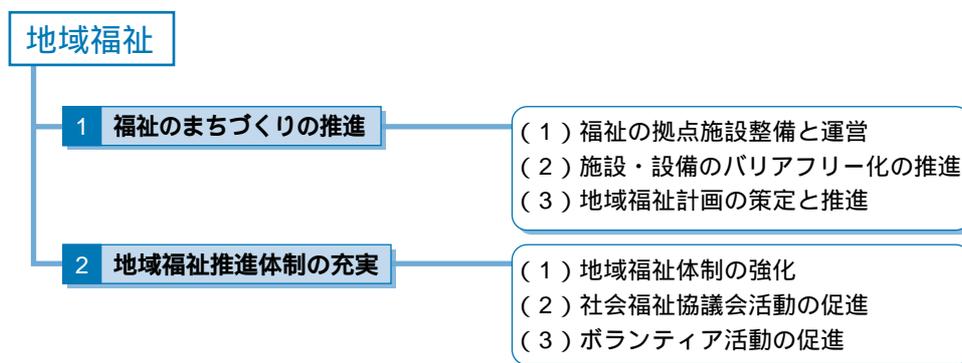
16 公助：16ページ参照。

基本方向

だれもが社会的に孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせ、自らの生き方を主体的に選ぶことができる地域づくりの実現のため、市民との協働を基本においた地域福祉計画を策定・推進し、施設・設備についてはさらなるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン¹⁷の採用を進めます。

また、社会福祉協議会の活動を支援し、学区福祉委員会の活動促進やボランティアの養成、活動拠点の整備など地域福祉体制の強化を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉の拠点施設整備と運営

地域福祉の拠点となる公共施設の整備と効率的な運営の推進

(2) 施設・設備のバリアフリー化の推進 **重点取組**

公共施設・設備のバリアフリー化の推進と民間への指導・要請

(3) 地域福祉計画の策定と推進 **重点取組**

健康でいきいきと、助け合いの心あふれる福祉のまちづくりの推進
地域で支え合う地域福祉ネットワークの形成

2. 地域福祉推進体制の充実

(1) 地域福祉体制の強化 **重点取組**

小学校区単位の学区福祉委員会の活動支援と地域の実情に応じた福祉活動の促進

民生児童委員の活動の促進

(2) 社会福祉協議会活動の促進

社会福祉協議会の組織強化の促進

ボランティアセンター¹⁸の運営や給食サービス、訪問サービス、一人暮らし老人の会等の活動支援

17 ユニバーサルデザイン：36ページ参照。

18 ボランティアセンター：ボランティアの活動拠点。ボランティアに関する情報の受発信や活動の事務局的な機能をもつ。

(3) ボランティア活動の促進

- 有償の福祉輸送サービスの適切な実施の検討・促進
- ボランティアの養成と団体の育成
- 既存施設の有効利用による活動拠点の確保

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	ボランティア活動への参加 学区福祉委員会活動の推進 地域福祉計画への参画
NPO	地域福祉事業への参画 福祉輸送サービスへの参画
事業者	バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進



八幡市老人クラブ連合会による
善意の募金「愛の貯金箱」の開封



福祉バザーの風景（八幡市福祉商工会館）

第3節

高齢者福祉

こうれいしゃふくし

重点取組

社会参加の促進

コミュニティを基盤とした社会参加と交流や老人クラブ活動を促進するとともに、高齢者と子どもたちとの交流を推進します。

介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進

介護サービスの利用者及び介護者への支援や地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、介護サービス評価事業の導入を促進します。

地域ケア体制の充実

住み慣れた地域で生活できるように、保健・医療・介護サービスの総合的な提供体制を整備するとともに、参加と協働による地域福祉ネットワーク活動を促進します。

現状と課題

現状

全国的に少子高齢化がますます進行しているなかで、本市においても、高齢化率¹⁹が17%を超え、高齢者のみの世帯も増加しています。高齢者人口に占める介護保険の要介護等認定者の割合（認定率）も約16%となっています。

こうしたなか、本市では介護保険制度を維持可能な仕組みとするとともに、明るく活力ある超高齢社会²⁰の実現をめざして、「八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画²¹」に基づき施策を展開しています。介護保険利用料補助制度を中心に低所得者の負担軽減を図るとともに、「シルバーライフラインシステム²²」の整備や軽度生活援助など高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりの取組を進めています。また、認知症²³高齢者を支援するため、地域包括支援センター²⁴において権利擁護に係る相談や成年後見制度²⁵に係る情報提供等を行っています。

19 高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合。

20 超高齢社会：高齢者（65歳以上）の人口の比率が21%以上の非常に高い水準で持続している社会。

21 八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を基本理念に、介護予防事業や一人暮らしの高齢者等に対する生活支援事業等の保健福祉施策、地域住民やボランティア等による地域福祉活動の推進等を図ることを目標とする計画。2000（平成12）年3月策定。2006（平成18）年3月に基本理念を継続しながら計画を見直し。

22 シルバーライフラインシステム：70歳以上の一人暮らしの高齢者や65歳以上の発作性疾患がある一人暮らし高齢者等世帯に対して、緊急時の対応や日常生活相談をするための緊急通報装置を貸与する事業。

23 認知症：慢性あるいは進行性の脳の疾患によって生じ、記憶、思考、見当識、概念、理解、計算、学習、言語、判断など多数の高次脳機能の障がいからなる症候群。

24 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、総合的に支援する身近な機関。介護予防マネジメント、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの4つの機能をもつ。

25 成年後見制度：認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力が不十分な成人の財産管理や契約等について、選任された成年後見人等が代理して行う制度。補助・保佐・後見の3種類があり、本人の残存能力と自己決定を尊重する。

取り組むべき課題

現在、全国や京都府と比較して高齢化率が低い本市でも、これから急速に高齢化が進むものと見込まれます。

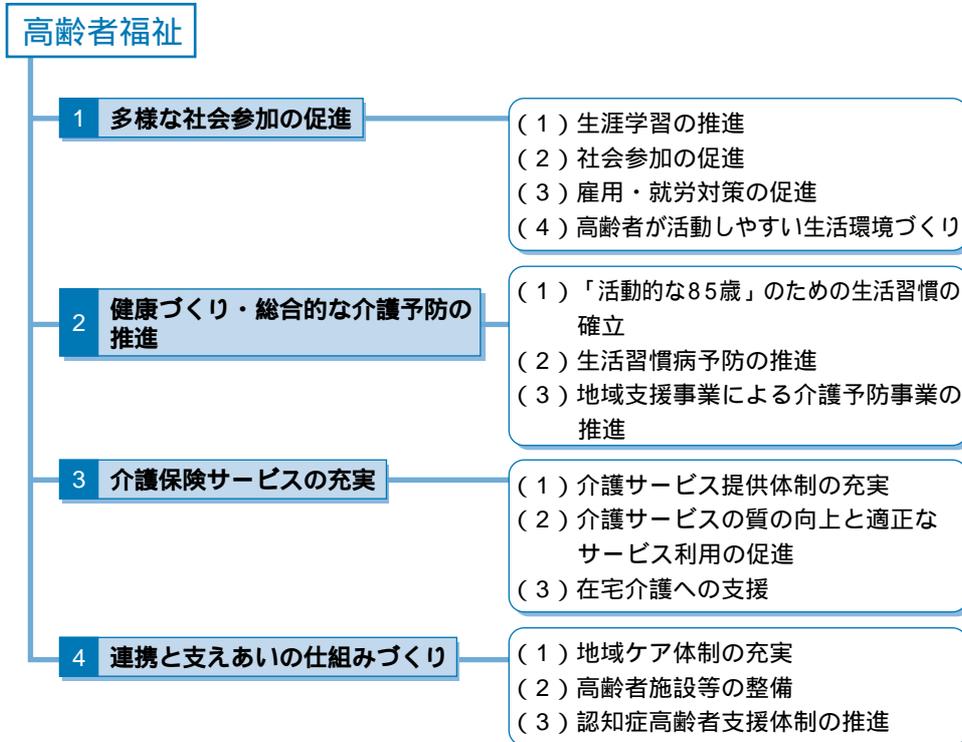
こうしたことから、地域全体で高齢者を支える仕組みを整備することが重要です。また、介護が必要とならないよう健康づくりや総合的な介護予防を推進するとともに、介護が必要になった高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの充実を図る必要があります。さらに、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、多様な社会参加を促進することが求められています。

基本方向

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護予防事業や一人暮らしの高齢者に対する生活支援等の保健福祉施策を推進し、生きがいづくりや社会参加が行える環境整備を進めていきます。また、地域住民、ボランティア等の福祉活動の充実・推進により地域で高齢者を支えていく仕組みをつくります。

介護が必要になった高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの提供体制を充実するとともに、サービスの質の向上と適正な利用を促進します。

施策体系



取組の内容

1. 多様な社会参加の促進

(1) 生涯学習の推進

多様な学習機会の充実

(2) 社会参加の促進 **重点取組**

個人、家庭、地域社会などコミュニティを基盤とした社会参加と交流の促進

老人クラブ活動の促進

高齢者と子どもたちとの交流の推進

(3) 雇用・就労対策の促進

シルバー人材センター²⁶の充実

(4) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる高齢社会²⁷対応のまちづくりの推進

市民との協働による安全な生活環境づくりの推進

2. 健康づくり・総合的な介護予防の推進

(1) 「活動的な85歳²⁸」のための生活習慣の確立

運動機能や日常生活機能向上の取組の推進

リハビリテーション機能を備えた施設整備の検討

(2) 生活習慣病予防の推進

健康診査等の生活習慣病予防事業の実施などライフステージに応じた保健事業の推進

(3) 地域支援事業²⁹による介護予防事業の推進

特定高齢者³⁰対象の介護予防事業の推進

一般高齢者対象の介護予防事業の推進

3. 介護保険サービスの充実

(1) 介護サービス提供体制の充実

新しいサービス提供基盤の整備

介護保険給付費の適正化

介護サービス事業者への指導

(2) 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進 **重点取組**

利用者及び介護者への支援の充実

地域包括支援センターにおける相談体制の充実

サービス評価事業の導入の促進

26 シルバー人材センター：市内に居住する60歳以上の人で、定年退職後等もその能力を活かし、生きがいの充実や社会参加を望む人に対して仕事を提供する機関。

27 高齢社会：69ページ参照。

28 活動的な85歳：厚生労働省の検討会である「老人保健事業の見直しに関する検討会」が打ち出した概念で、高齢者の自立支援という観点から、社会参加を含めて生活機能が自立し、生きがいにあふれた「活動的な85歳」を増やしていくことを、今後迎える超高齢社会における新たな目標として設定。

29 地域支援事業：高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、地域での生活を継続することを支援するために行うさまざまな事業。

30 特定高齢者：高齢者のうち生活機能の低下により要支援・要介護状態になるおそれのある者。

(3) 在宅介護への支援

身体的・精神的負担の軽減など在宅での介護の支援

4. 連携と支えあいの仕組みづくり

(1) 地域ケア体制³¹の充実 **重点取組**

保健・医療・介護サービスの総合的な提供体制の整備
 参加と協働による地域福祉ネットワーク活動の促進
 地域包括支援センターを核とした相談体制と情報提供の充実

(2) 高齢者施設等の整備

高齢者福祉サービスの拠点整備
 高齢者福祉施設の整備促進

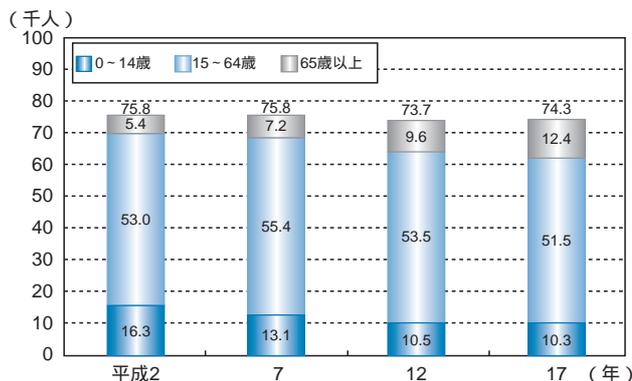
(3) 認知症高齢者支援体制の推進

知識の普及・啓発の充実
 介護相談窓口の充実
 地域包括支援センターを中心とした介護家族、地域の関係者等のネットワークによる支援・連携の仕組みの構築

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	地域福祉活動への参加
NPO	地域福祉活動への参加
事業者	地域福祉活動への参加 適正な介護サービスの提供

年齢3区分別人口の推移



(注) 四捨五入等の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 総務省「国勢調査報告」

31 地域ケア体制：高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。

第4節

障がい者福祉

しょうがいしゃふくし

重点取組

在宅福祉サービスの充実

社会復帰・地域生活支援事業の拡充や障がい者ケアマネジメント体制の整備を推進します。また、ピアカウンセリングを充実するとともに、権利擁護事業及び成年後見制度の利用や障がい者福祉サービス評価事業の導入を促進します。

現状と課題

現状

ノーマライゼーション³²の理念を実現するために、障がいのある人もない人も地域で当たり前の生活を送ることができることをめざして、1998（平成10）年3月に「八幡市障害者計画 やさしさ、わかちあい、たすけあい - 21世紀やわたプラン -³³」を策定して障がい者施策の方向性を示し、施策を推進してきました。そして、2003（平成15）年には、支援費制度³⁴のもと、障がいのある人の「自立・自己決定の保障」、「生活の質の向上」、「機会の均等化」という基本理念をさらに具体化するため、生活を全体的にとらえるべくこの計画の中間見直しを行いました。

21世紀の社会にふさわしい自立と共生の社会づくりに向け、国では2004（平成16）年に「今後の障害者保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」を公表し、2006（平成18）年4月に「障害者自立支援法³⁵」が施行されました。

取り組むべき課題

障がい者施策が「支援費制度」や「障害者自立支援法」に基づき、保護・措置的なものから自己決定・自立支援を推進するものへと大きく変化するなかで高齢化が進み、それとあわせて障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向があり、障がい者施策のニーズも多様化してきています。

身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人も共通のサービスを地域において継続的に利用できるような抜本的な改革を行い、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むよう必要な障がい福祉サービスに係る給付、その他支援の仕組みを定める必要があります。

32 ノーマライゼーション：障がい者や高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。さらには、障がい者や高齢者にかかわらずあらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会を築くことをめざす考え方。

33 八幡市障害者計画 やさしさ、わかちあい、たすけあい - 21世紀やわたプラン -：自立・自己決定の保障、生活の質（Quality Of Life）の向上、機会の均等化を基本理念として、市が行う障がい者施策の方向を示す計画。

34 支援費制度：障がい者自らが事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立ち、サービスを選択し、利用することを定めた制度。

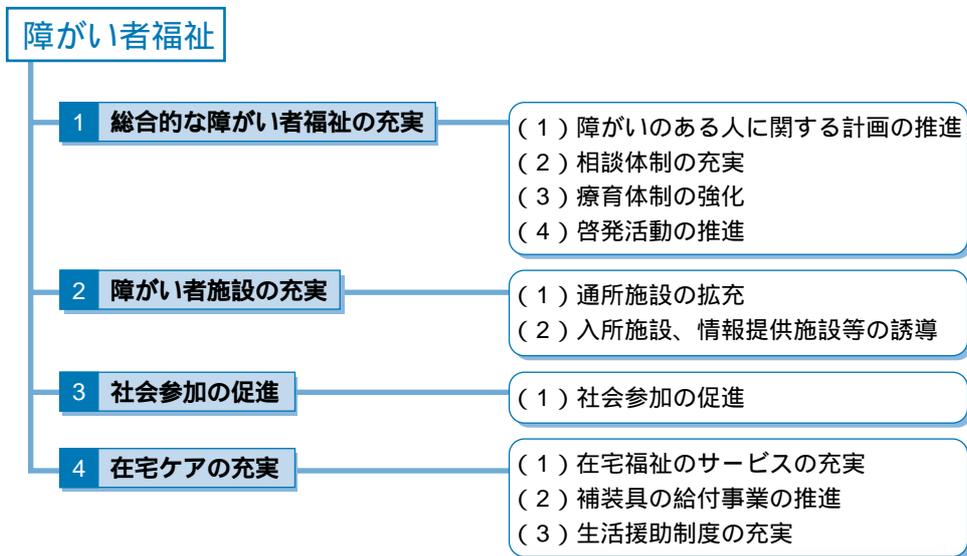
35 障害者自立支援法：障がい者がある能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになるのに必要な支援を行うことを目的とした法律。この法律により、障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療等が共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが創設された。

基本方向

市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。

特に、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等の推進にあたっては、福祉分野のみならず雇用、教育、保健、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、関連する諸機関の参加を求め、数値目標の共有化及び地域ネットワークの推進を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 総合的な障がい者福祉の充実

(1) 障がいのある人に関する計画の推進

福祉、保健、医療、教育、就労など障がい者施策全般の見直しとその推進

(2) 相談体制の充実

ハローワーク、障害者生活支援センター、社会福祉協議会など関係機関との連携強化による相談体制の充実

(3) 療育体制の強化

京都府こども発達支援センター等の関係機関との連携

早期の適切な治療、指導訓練による児童デイサービス³⁶事業体制の充実

36 児童デイサービス：児童を対象に、日常生活の動作指導や集団生活への適応訓練等を行う。

(4) 啓発活動の推進

障がい福祉に関する学習機会の拡充
コミュニケーション支援事業に係る学習会・講座の開催

2. 障がい者施設の充実**(1) 通所施設の拡充**

公共施設の有効活用
通所施設の活動支援

(2) 入所施設、情報提供施設等の誘導

京都府南部地域への施設の設置誘導
障がいのある人の地域生活を支援するグループホーム³⁷等の開設誘導

3. 社会参加の促進**(1) 社会参加の促進**

点字・声の広報など社会参加促進事業の拡充
社会参加に向けた創造活動への支援
文化・スポーツ活動への支援
障がいのある人の就業機会の拡充・支援

4. 在宅ケアの充実**(1) 在宅福祉サービスの充実 **重点取組****

社会復帰・地域生活支援事業の拡充
障がい者ケアマネジメント体制の整備の推進
ピアカウンセリング³⁸の充実
権利擁護事業、成年後見制度の利用促進
サービス評価事業の導入の促進

(2) 補装具の給付事業の推進

補装具購入・修理に係る支援

(3) 生活援助制度の充実

障がいのある人とその家族の生活安定化に向け、国に対する制度充実の促進

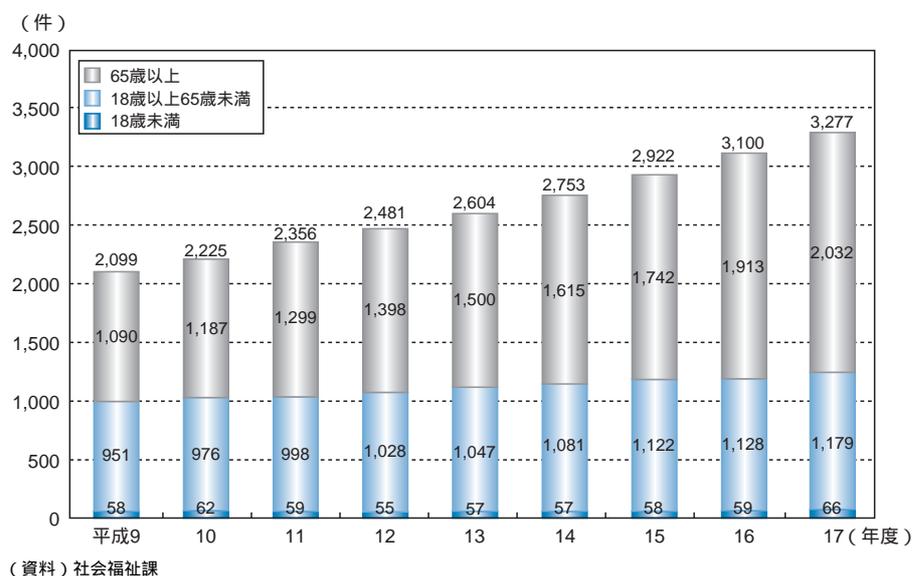
37 グループホーム：知的障がいや精神障がいのある人々が、地域で自立した生活を送ることができるよう福祉サービスを受けながら共同で生活する住宅。

38 ピアカウンセリング：何らかの共通点（同じような環境や悩み）をもつ（あるいは経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	ボランティア活動の推進 地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進
N P O	障がい者施策への参画
事業者	バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進 福祉的就労の場の確保・充実 障がいの特性に応じた雇用・就労機会の拡充

身体障害者手帳の交付状況



障がい者スポーツ大会(八幡市民体育館)

第5節

社会保障

しゃかいほしょう

重点取組

国民年金制度への加入の促進・年金受給権の確保

国民年金制度加入の啓発を進めるとともに、年金未加入者をなくすため加入の促進を図ります。

相談体制の充実

社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による低所得者に対する相談体制の充実を図るとともに、ハローワーク等との連携を強め、就労による自立支援に向けた相談機能の強化を図ります。

現状と課題

現状

市民が、安心して将来の生活を送るために所得保障の柱となる国民年金の果たす役割は重要です。そこで、無年金者をなくすために、広報活動を積極的に行うとともに、制度の充実を図るため関係機関への要望に努めています。また、現行制度では年金を受給できない人の救済のため、在日外国人に特別給付金の制度を設けています。

社会経済状況は、経済的格差の拡大を示しており、一時的・緊急的に生活資金等が必要な場合の貸付制度等を実施していますが、それでは対処できない真に生活に困窮している世帯に対しては、最後のセーフティネット³⁹である生活保護制度で援護を実施しています。近年の状況は、低所得者の増加や単身の高齢者世帯の増加等により、保護受給世帯数は年々増加傾向にあり、1998（平成10）年度末の保護率は人口1,000人あたり8.15人であったものが、2005（平成17）年度末では16.12人となっており、その扶助費の額は2倍以上となっています。

取り組むべき課題

国民年金制度の安定的運営には、給付と負担の適正化が重要であり、加入に向けた積極的な啓発活動により年金未加入者をなくすとともに、安心した将来生活が送れるように制度の充実を関係機関に働きかける必要があります。

低所得者に対しては、相談体制・機能を充実させ、個々の自立にとって最適な援護制度を運用する必要があります。特に生活保護制度は、全ての市民が公正公平に困窮の程度に応じて必要な保護が受けられる制度であることから適正な運用が必要です。

基本方向

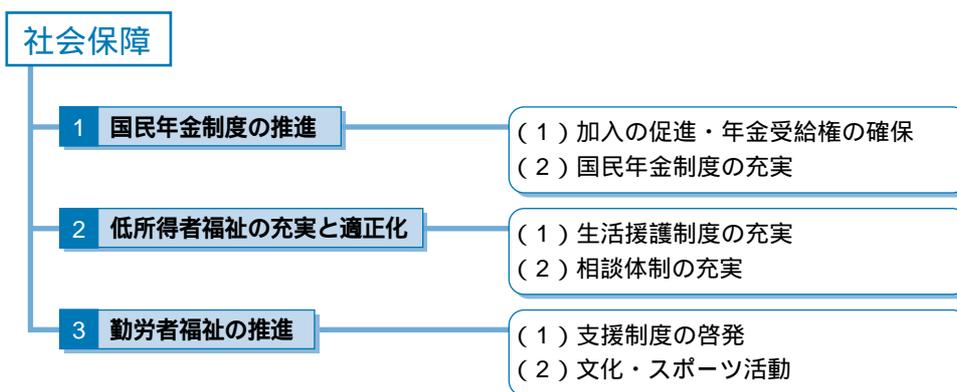
少子高齢化が進むなかで、将来の生活の基礎となる国民年金は、一人ひとりが支えあうことが不可欠です。支える側も、支えられる側も豊かな生活を送れるように制度の啓

39 セーフティネット：もともとはサーカスで用いられた安全網のこと。近年は生活を送るうえでのさまざまな社会的・経済的リスク（危険）から、個人を救済するためのシステムという意味で用いられる。

発を行うとともに、制度の充実を関係機関に要望します。

低所得者が安心して生活できるよう、相談体制・機能の充実を図り、生活実態を的確に把握し、経済的自立に結びつくように援護制度の運用に努めます。特に、生活保護制度においては、就労等が可能な場合にはその能力の活用など、自立に向けた就労支援等を通じて制度の適正な運用に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 国民年金制度の推進

(1) 加入の促進・年金受給権の確保 **重点取組**

20歳以上の全ての市民が加入するよう国民年金制度の啓発
年金未加入者をなくすための加入の促進

(2) 国民年金制度の充実

国民年金制度の充実に向けた制度の改善等を関係機関に要望

2. 低所得者福祉の充実と適正化

(1) 生活援護制度の充実

一時的な生活困窮世帯等への自立に向けた貸付等の援護制度の実施
生活保護制度の適正な運用

(2) 相談体制の充実 **重点取組**

社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による相談体制の充実
ハローワーク等との連携を強化し、就労による自立支援に向けた相談機能の強化

3. 勤労者福祉の推進

(1) 支援制度の啓発

京都府等の関係機関の各種支援制度等の周知

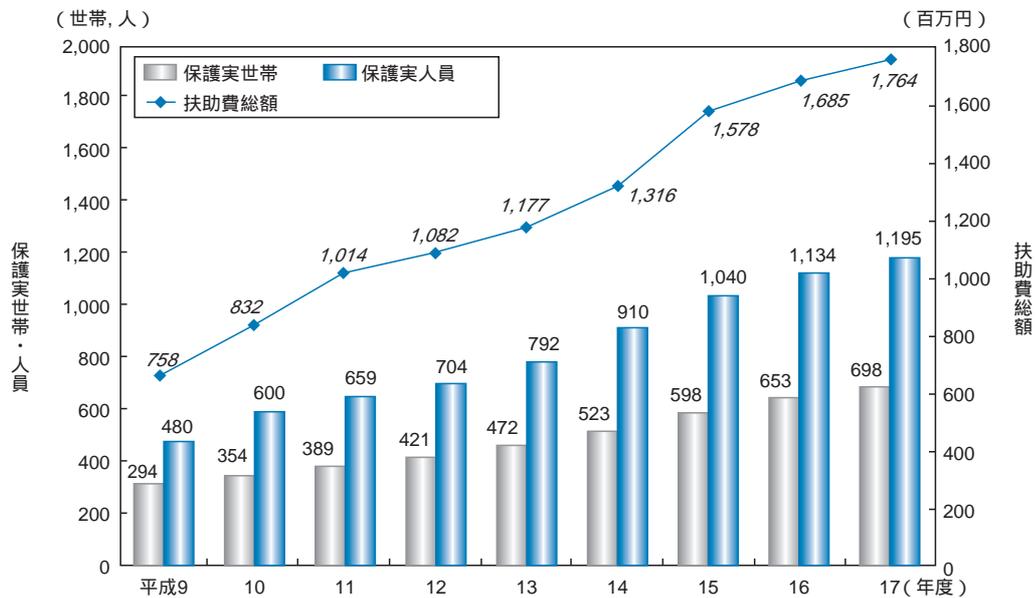
(2) 文化・スポーツ活動

文化・スポーツ活動の情報提供の推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

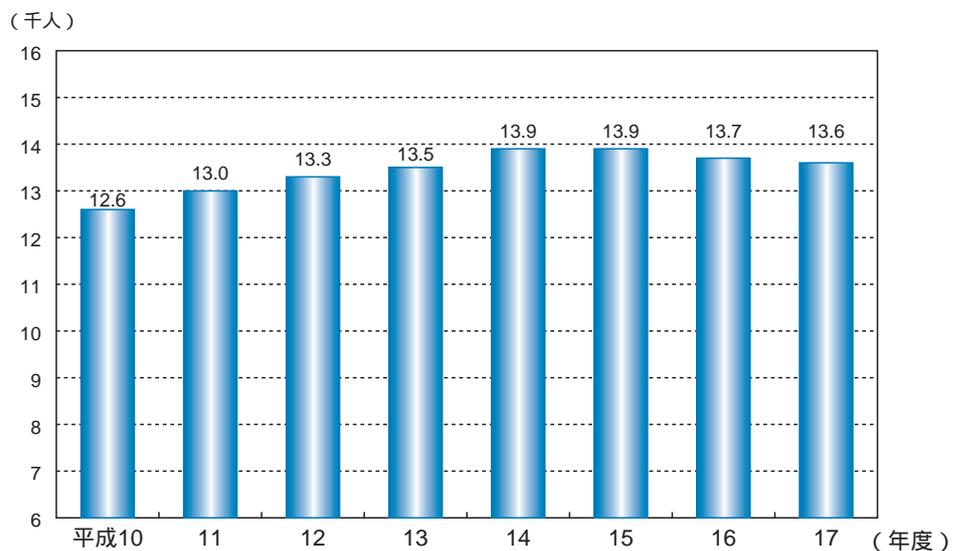
市民	国民年金制度への理解と加入
事業者	年金制度の理解と適正加入 雇用者の福利厚生の実施

生活保護世帯数等の推移



(資料) 保護課

国民年金加入者数の推移



(注) 平成13年度までは第3号被保険者を含む。
(資料) 社会保険事務所(国保年金課)